

改定の趣旨及び方向性について

1 計画改定の背景

●地域社会を取り巻く環境

核家族化の進展や単身世帯の増加に加えて住環境の変化や情報化社会の進展等を背景に地域住民のつながりが希薄化している中、ライフスタイルや価値観の多様化など地域社会を取り巻く環境が大きく変化しています。一方で、ひきこもりや虐待、孤立死、介護離職など様々な社会問題が表面化しており、あらためて地域での支え合いの重要性が問われています。

●区を取り巻く状況

本区では、平成27(2015)年に「中央区保健医療福祉計画2015」(以下「計画」という。)を策定して以降、定住人口は増加を続け、人口構成においては、特に30歳代、40歳代の子育て世帯の人口が多く、これに伴い乳幼児人口も高い割合で推移しています。また、共働き世帯の増加や就業形態や価値観の多様化に伴い、地域活動への関わり方の変化や担い手不足など地域コミュニティに関して新たな課題が生じています。今後も引き続き定住人口が増加することや、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後に晴海地区に新たなまちが形成されるなど、区を取り巻く状況はさらに大きく変わっていくことが予想されます。

●「地域共生社会」の実現に向けた動き

平成28(2016)年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において「地域共生社会」という考え方が示され、これまでの制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係性を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人や資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが求められています。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

「地域共生社会」とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

出典：厚生労働省作成資料より抜粋

●社会福祉法の改正

平成 29(2017)年6月に改正された社会福祉法では、「地域共生社会」の実現に向けた「我が事・丸ごと」の地域づくりおよび包括的な支援体制の整備やこれを推し進めるための計画の策定が努力義務化され、福祉の各分野における共通して取り組む事項を定めることや上位計画として位置付けることとされています。

中でも、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者を《地域住民等》とし、相互に協力して地域福祉の推進に努める主体として位置づけています。さらに、地域福祉を推進するに当たっては、保健医療福祉にとどまらず、住まい、就労、教育に関する課題および地域社会からの孤立その他の日常生活を営み活動していく上での各般の課題を《地域生活課題》と規定し、課題を全人的に、また、世帯全体で捉えること、その対応にあたっては関係者同士の連携の重要性について示されており、自治体は地域住民等と連携して地域生活課題の解決を促進する施策を展開していくことが求められています。

●地域包括ケアシステムの普遍化

支援を必要とする人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現を目指し、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的・継続的に確保する「地域包括ケアシステム」の考え方が、地域における制度横断的な包括的支援という仕組みとして高齢者の分野で発展してきました。

この包括的支援体制を、子ども、子育て家庭、障害者、生活困窮者、外国人、その他支援を必要とする人全体へと広げ、制度や分野を超えた共通の考え方として普遍化していくことが「地域共生社会」の実現につながります。

2 改定の趣旨及び方向性

これまで、計画では障害者、高齢者等の各分野と地域福祉の分野を並列して方向性を記載していましたが、改正社会福祉法において、区市町村の地域福祉計画は福祉の各分野における共通して取り組む事項を定めることや上位計画として位置付けることが示されました。

計画の中間期にあたり、平成 30(2018)年度から中央区保健医療福祉計画推進委員会を設置し、計画の評価を実施してきました。令和元(2019)年 6 月には区に対して評価報告がなされ、12 項目の各分野に共通して取り組むべき課題や地域福祉推進にあたっての重点事項が示されました。

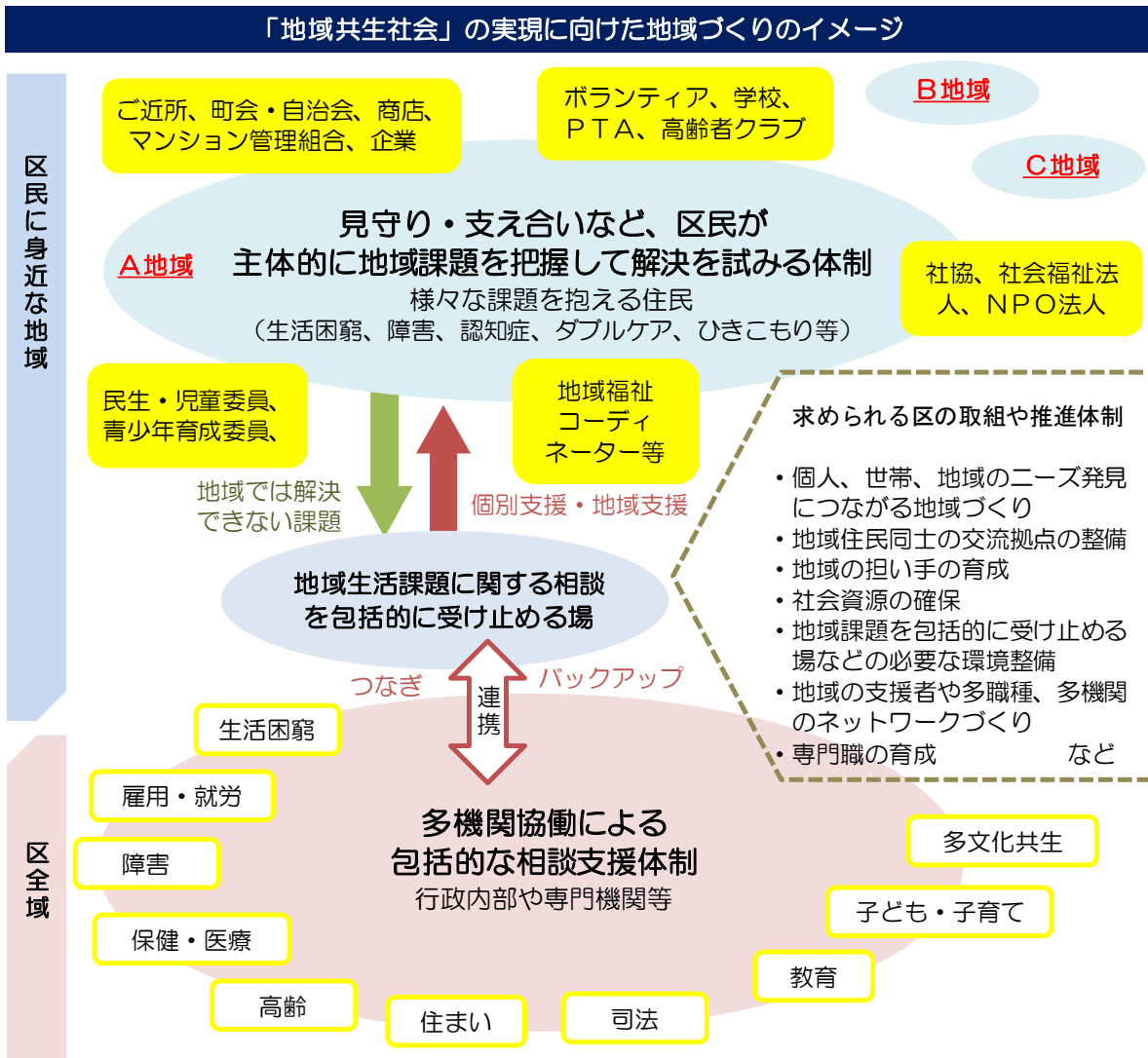
改定にあたっては、中央区保健医療福祉計画推進委員会による評価報告や法改正の趣旨や社会情勢も踏まえて、区民一人一人が自分らしく安心して暮らせるまちを実現させるためにも、子ども、障害者、高齢者、保健医療などの福祉諸計画・施策の「総合化」を図る観点から、分野別の計画を横につなぎ、縦割りのものを総合的かつ包括的に推進していく計画とする必要があります。共通する課題のほか、地域社会における新たな課題へ対応していくため、計画の中間期において、以下の《計画の基本的考え方》の各視点を踏まえた新たな計画として『中央区保健医療福祉計画 2020』（仮）を策定します。

《 計画の基本的考え方 》

- 保健医療福祉分野に共通する課題のみならず、社会的孤立、制度の狭間、サービスにつながらない課題、あるいは将来への不安など、多様で複雑化した地域生活課題は従来の公的福祉サービスだけで対応できる範囲を超えており、あらためて地域での支え合いや福祉のコミュニティづくりを進めていきます。
- あらゆる人が安心して地域の中で自分らしく生活していくためには、区民一人一人や関係者が地域に生じているさまざまな問題や課題に気づき、関心を持ち、自分たちの地域をよりよくしようという自然な思いの広がりや共有が生まれるよう、地域コミュニティを強化していきます。
- 地域福祉の推進にあたっては、区が中心となり、地域住民や地域活動団体、民間事業者などの自主的な活動を促し、地域コミュニティの醸成を図りながら、行政内部の各組織、地域活動団体や関連する専門機関等との多機関協働による包括的、重層的な支援体制を構築していきます。
- 「中央区基本計画 2018」で示されている《多様な絆が融合した「プロアクティブ・コミュニティ¹」の確立》をはじめとした基本的な方向性を掲げ、「さまざまな人々が集い、交流し、絆をつないでいく温もりのある豊かな地域社会づくり」を戦略の一つとした施策の展開により、将来像【輝く未来へ橋をかける — 人が集まる絆なまち】を実現していきます。
- こういった地域づくりに向けて、基本計画で掲げる施策との連携を高めるとともに、関連する分野別計画との一体的な施策・事業展開により、これまで取り扱ってきた保

¹ プロアクティブ・コミュニティ：自ら率先して地域における課題を解決し、快適な暮らしを実現していく社会

健医療福祉分野に限定しない包括的取組を推進していきます。



3 計画の位置付け

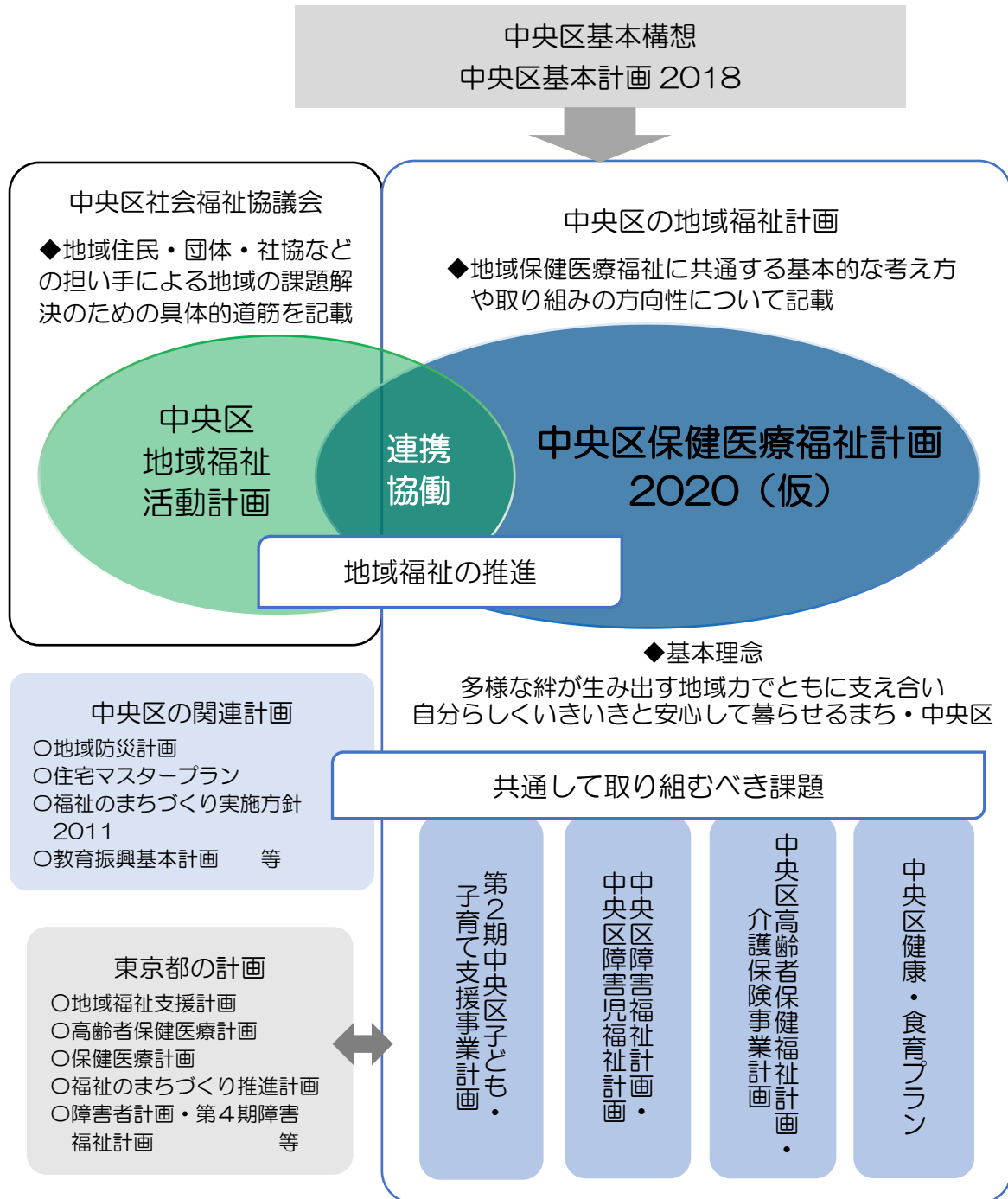
- 本計画は、「中央区基本構想」および「中央区基本計画 2018」を上位計画とします。
- 本計画は、社会福祉法第 107 条²に基づく「市町村地域福祉計画」です。
- 本区の「子ども・子育て支援事業計画」、「障害福祉計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」及び「健康・食育プラン」といった福祉分野の各個別計画の上位計画であり、《地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取組むべき事項》を盛り込んだ保健・医療・福祉の総合計画とします。
- 本計画は、国、東京都および区の関連計画と整合を図っていきます。

² 社会福祉法第 107 条（市町村地域福祉計画）：市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 包括的な支援体制の整備に関する事項

- 中央区社会福祉協議会が策定する「中央区地域福祉活動計画」とは車の両輪の関係にあるため、相互に連携・協働することにより、一体的に地域福祉施策を推進していきます。

《 計画の関連図 》



4 計画の期間

- 本計画の期間は令和2（2020）年度から令和8（2026）年度までの7年間とします。
- 今後は、本計画の見直しを行うタイミングをより関連の深い高齢者および障害者の法定事業計画の改定時期と合わせることとし、令和5（2023）年度に中間期の見直し、令和8（2026）年度に改定を行います。
- 令和9（2027）年度以降は、計画期間を6年間として前後期3年ごとに見直しを行っていきます。

高齢者・障害者の法定事業計画の時期と合わせて見直しを行う

	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028
基本計画	基本計画2013			前期 基本計画2018							後期			
保健医療福祉計画 (地域福祉計画)	第4次 2015				前期 第5次 2020(仮)7年				後期		第6次 (2027～6年)			
中央区障害福祉計画・ 障害児福祉計画(3年)	第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画		第6期 第2期		第7期 第3期		第8期 第4期				
中央区高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画(3年)	第6期		第7期			第8期			第9期		第10期			
中央区子ども・子育て 支援事業計画(5年)	第1期子ども・子育て支援事業計画				第2期			第3期						
中央区健康・食育プラン	プラン2013							プラン(2014～)						
社会福祉協議会 地域福祉活動計画				地域福祉活動計画 (2016～2020)			地域福祉活動計画 (2021～未定)							